

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 2 9 日

各都道府県教育委員会夜間中学担当課
各都道府県教育委員会高等学校入学者選抜担当課
各指定都市教育委員会夜間中学担当課
各指定都市教育委員会高等学校入学者選抜担当課 御中

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局
初等中等教育企画課教育制度改革室
参 事 官 （ 高 等 学 校 担 当 ） 付

今後の夜間中学の設置・充実に向けた取組の一層の推進について（依頼）

文部科学省においては、令和 5 年 6 月に閣議決定した「教育振興基本計画」等にも記載のとおり、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されることを目指し、その設置・充実に取り組んでいます。

このたび、令和 5 年の地方分権改革に関する提案募集において、鳥取県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、広島県、関西広域連合から、「夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和」に関する御提案をいただき、「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」としてまとめられました（参考 1）。

学校教育は、学力だけでなく、学校生活全般において、他者と関わりながら、共に学び、人間性を涵養するという役割を担うものであり、夜間中学においても対面で授業を行うことが原則となりますが、例えば生徒の体調や仕事の都合等によりやむを得ず登校できない場合において、欠席者に対する学習支援の一つとして、オンラインを活用し、自宅において授業の配信を受けられるようにすることは可能であり、自宅において ICT 環境が整っていない場合には、プライバシー保護やセキュリティ対策等に十分留意しつつ、公民館など自宅外の場所で授業の配信を受けられるようにすることも可能です。

なお、これらの学習についての評価を適切に行い、その結果を通知表その他の方法により生徒に伝えることは、生徒の学習意欲の維持・向上につながるものであり、各学年の課程の修了や卒業の認定に当たっては、こうした学習も含めた平素の成績を総合的に評価して行うことも可能であるところ、高等学校入学者選抜においては、オンラインを活用した学習を受けたことにより不利益が生じないように配慮していただきますようお願いいたします。

また、地方分権改革に関する御提案も踏まえ、地域の実情に応じたより効果的かつ柔軟な遠隔教育の実施が可能となるよう、遠隔教育特例制度の見直しを行うとともに、「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について（通知）」（5 文科初第 2 5 4 3 号令和 6 年 3 月 2 9 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）において、義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用に関する留意事項等について周知しているところであり、夜間中学においても、この内容について御留意ください。（参考 2）

各教育委員会におかれては、これらの内容を御了知いただくとともに、夜間中学の設置促進や、教育活動の充実に向けた取組について、一層の推進を図っていただくよう改めてお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、本事務連絡の内容について、域内の市区町村（指定都市を

除く。)教育委員会に対しても周知くださるようお願いします。

(参考1)「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)

https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r05/k_tb_r5_honbun_1.pdf

<以下、該当部分抜粋>

(16) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平28法105)

夜間中学(14条)におけるオンラインの活用については、夜間中学の設置を促進し、夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大を図る観点から、以下のとおりとする。

- ・できるだけ多くの者に対して学ぶ機会を提供できるように、対面での授業を原則とした上で、サテライト教室や自宅などで授業の配信が受けられること、当該受信による成果を含めた総合的な評価により修了が認められる場合もあり得ること、高等学校入学者選抜においては進学上の不利益が生じないように配慮することなどについて、地方公共団体に令和5年度中に通知することなどを通じ、オンラインを活用し、教師等がより児童生徒等に寄り添う質の高い教育の実現に向けた取組を推進する。
- ・遠隔教育特例校(学校教育法施行規則(昭22文部省令11)77条の2)の指定申請については、次回の遠隔教育特例校の申請手続に向けて、地方公共団体の事務負担を軽減するため、実施要項及び実施計画書の様式の見直し等を含め、本制度の更なる運用改善のための検討を行い、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(参考2)「義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用について(通知)」

(5文科初第2543号令和6年3月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1420756_00001.htm

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室義務教育改革係

電話：03-5253-4111(内線2007)

E-mail：syokyo@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付
高校教育改革係

電話：03-5253-4111(内線3482)

E-mail：koukou@mext.go.jp